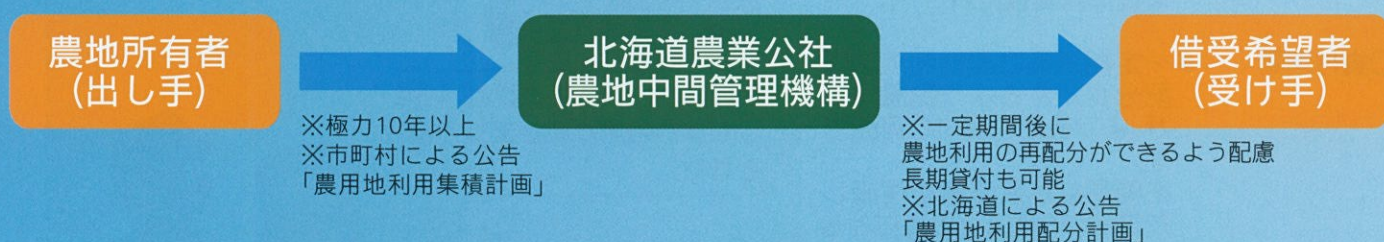


農用地の貸借は、農業公社（機構） を活用しませんか！

◎利用権（賃貸借等）により、北海道農業公社が、農用地所有者から農用地を長期に借入れ、農業経営の規模拡大、あるいは農業への新規参入を希望される方に必要な農用地をできるだけ集約して（効率的）貸し付けることを目的に実施します。（農地中間管理事業）

また、借受希望者が生産性の向上、作業効率の改善などに必要とする簡易な基盤整備を希望する場合、併せて土地改良事業を実施した上での農用地の利用も可能となります。



農用地を

農業公社に貸したい方は

- 貸付期間満了時には、確実に戻ります
- 事業要件に合致すれば、経営転換協力金又は耕作者集積協力金の交付が受けられます。
- 農業公社の広域的な利用調整により、相続未利用地を遊休化することなく貸付けが可能です。

農業公社借受けの

基本的な条件

- 賃借料
- 借受け期間
- 賃借料支払い
- 手数料
- 農業委員会の賃借料情報を基に、出し手、公社、市町村等との協議により設定します。
- 極力10年以上
- 毎年12月20日
- 毎年、賃借料の1%（消費税別途）を徴収します。

出し手

地域農業がより良くなるよう「人・農地プラン」の話し合いを通じてみんなで機構に預けよう

親父が農業を止めても田舎に帰るつもりもないから耕作放棄地になる前に機構に借りてもらおう

公的な機構なら安心して貸せるぞ

※再生不能な遊休農地等や、機構が貸付けする可能性が著しく低い場合は、借入れすることができません。

機構集積協力金について

経営転換協力金 30万円～70万円/戸
耕作者集積協力金（H26、27年） 2万円/10a
※H28年以降交付単価減少（基本交付単価5千円）
事業詳細については、市町村および道振興局へ問い合わせ願います

農用地を

農業公社から借受けたい方は



- ◎農業公社が実施する借受希望者の公募に必ず参加してください。
※農業公社のホームページ又は最寄りの市町村の相談窓口に申し込み様式を用意しております。
- ◎毎年、農用地利用状況報告書の提出義務があります。

農業公社が

貸付ける基本的な条件

- 貸付料
 - 賃借料 = 貸付料
 - ただし、簡易な基盤整備を実施した場合は、貸付料がUPします。
 - ※ 賃借料 ≤ 貸付料
- 貸付期間
 - 一定期間後に農地利用の再配分ができるよう配慮するが、より長期の貸付も可能です。
 - ※ 簡易な基盤整備を実施した場合、10年以上の貸付とします。
- 貸付料の徴収
 - 毎年12月10日
- 手数料
 - 毎年、貸付料の1% (消費税別途) を徴収します。

受け手



基盤整備された農地がまとまって借りられた。機構とだけ交渉すればいいから楽だ。

地域外から参入したけど、利用しやすい農地がまとまって借りられた。



将来の地域での役割や実績を踏まえて公平・適正に選ばれます

機構集積協力金について

□ 地域集積協力金 (H26, 27)

地域の農地面積に占める機構への貸付面積割合で交付単価が変動、2割超5割以下2万円/10a、5割超8割以下2.8万円/10a、8割超3.6万円/10a

※平成28年度以降交付単価減少 (基本交付単価1万円/10a、1.4万円/10a、1.8万円/10a)

□ 交付金の使途は、市町村と北海道との協議の上、地域農業の発展を図る観点からその使途を地域自ら決められます。

□ 事業詳細については、市町村および道振興局へお問い合わせ願います。

農地耕作条件改善事業について

耕作条件の改善を目的として、農地の区画拡大や暗渠排水整備などの簡易な基盤整備を実施できます。

※採択要件などの事業詳細は下記公社までお問い合わせ願います

お問い合わせ先

最寄りの市町村の農地中間管理事業担当窓口又はJA及び公益財団法人北海道農業公社まで

公益財団法人 北海道農業公社	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23	農地中間管理事業部	☎011-252-7025
道央支所	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1	農地中間管理課	☎0126-23-2178
道南支所	〒040-0073 函館市宮前町33番13号	業務農地課	☎0138-44-5600
日胆支所	〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号	業務農地課	☎0144-32-8171
十勝支所	〒080-0013 帯広市西3条南7丁目14番地	農地中間管理課	☎0155-24-0254
釧路支所	〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地	業務農地課	☎0154-22-1538
根室支所	〒086-1006 標津郡中標津町東6条南1-2	業務農地課	☎0153-72-3296
北見支所	〒090-8650 北見市とん田東町617番地	業務農地課	☎0157-25-2826
上川支所	〒070-0030 旭川市宮下通14丁目右1号	農地中間管理課	☎0166-25-2613
道北支所	〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号	業務農地課	☎0162-33-3321